



消費生活相談窓口を開設しています

～1人で悩んでいませんか？～

当別町民であればどなたでも、気軽に利用できます。（※当別町役場1F）

- * 相談は直接来庁いただくか、電話でも受け付けています。
- * 相談用の個室を用意しています。
- * 相談は無料です。
- * 相談内容に係る秘密は厳守します。



《相談室の様子》

言われるがままに内容をよく理解せず契約してしまった

身に覚えのない請求のハガキが届いた

しつこい勧誘に困っている



- 当初安くなると勧誘され、契約したが、必要のないサービスの契約料金と、無料だったはずの工事費が請求された。

相談事例

⇒事業者にて契約内容と請求について、確認・交渉した結果

必要のないサービスの解約を行い、工事費が全額返金された。

相談窓口は
こちら

注) 当窓口での受付は、消費者と事業者事間のトラブルです。

事業者間同士の契約や、個人間のトラブルについては受け付けておりません。

◆当別町では、訪問販売など消費者トラブルの相談窓口を開設しています

開設時間：午前8時45分～午後5時15分（月曜日～金曜日 年末年始・祝日は除く）

開設場所：当別町役場 環境生活課町民生活係（1階）☎（0133）23-3209

発行／当別町住民環境部環境生活課町民生活係